

一般財団法人沖縄県健康づくり財団

**女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画**

一般財団法人沖縄県健康づくり財団では、女性活躍推進法の相互理解を深めることによってすべての職員が働きやすい雇用環境の整備を行うため、下記の通り行動計画を策定いたします。

1) 計画期間：令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

2) 内容

目標1 ハラスメント防止に努める。

【対 策】

令和7年度～ 管理職クラス、グループ長（係長クラス）、一般職員に対して外部講師やWEBセミナー等を活用し研修会を行う。

令和7年度～ 財団内のハラスメント窓口認知度向上のため、通知を徹底する。

目標2 ワークライフバランスに対する意識向上を推奨する。

（意識向上率80%を目標とする）

【対 策】

令和7年度～ 所定外労働及び休日出勤ゆえに仕事と家庭の両立が困難となっていないか無記名アンケートや、無作為ヒアリング等を実施する。  
アンケート回収率80%を目標とする。

令和7年度～ アンケート調査結果を全職員へ提示。部署ごとに職員の現在の状況を共有し、各所属長から課題解決に向けて取組みを示す。

令和7年度～ 定時で退社しやすい職場風土に向けた職員の勤務時間管理の徹底。

令和8年度～ 時差出勤の時間の幅を広げる。

令和6年度 08：30～17：30を導入済

令和8年度 09：00～18：00を導入の検討

目標 3 職種又は雇用形態に関係なく全職員が研鑽を積むことができる環境の整備。

【対 策】

令和 7 年度～ 毎月一回財団内勉強会を実施する。  
勉強会参加率 80%を目標とする。

目標 4 産前産後の諸制度、育児休業制度等の取得率向上。

【対 策】

令和 7 年度～ 産前産後の諸制度、育児休業制度に関するパンフレットの配布および  
掲示板を利用して周知や情報提供を行う。

令和 7 年度～ 復職した職員の体験談などをまとめたものを発信していく。  
(女性特有の悩み、不調を理解してもらう。)  
※毎年 4 月に提示し周知を継続。

目標 5 生理休暇を気軽に取得できるようにする。

【対 策】

令和 7 年度～ 生理中の就労困難について全職員に理解をしてもらうため、生理休暇  
の仕組みを情報共有し、申し出しやすい環境作りを行う。  
課室長、同僚へ快く休暇を受け入れてもらうよう協力してもらう。

令和 8 年度～ ※年に 1 日 (1 回) だけ有給扱いとすることも検討していく。